



発行 新潟県

号外 1

令和2年3月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 1 新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例(行政改革・評価室)
- 2 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(国際課)
- 3 新潟県社会文化施設等整備基金条例等を廃止する条例(財政課)
- 4 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 5 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 6 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例(人事課)
- 7 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)
- 9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 10 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 11 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(法務文書課)
- 12 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する条例(大学・私学振興課)
- 13 新潟県統計調査条例の一部を改正する条例(統計課)
- 14 新潟県県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 15 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(総務事務センター)
- 16 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(環境対策課)
- 17 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(廃棄物対策課)
- 18 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例(消防課)
- 19 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(消防課)
- 20 新潟県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(福祉保健課)
- 21 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(国保・福祉指導課)
- 22 新潟県小児医療機能強化基金条例(医務薬事課)
- 23 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(医務薬事課)
- 24 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医師・看護職員確保対策課)
- 25 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医師・看護職員確保対策課)
- 26 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 27 新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 28 新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 29 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 30 新潟県景観条例(都市政策課)
- 31 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 32 新潟県立学校条例の一部を改正する条例(高等学校教育課)
- 33 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例(生活安全企画課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

- 1 事務の配分の変更
公立大学法人評価委員会に関する事務を知事政策局から総務管理部へ移管することとしました。(第7条関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県社会文化施設等整備基金条例等を廃止する条例（新潟県条例第3号）

- 1 基金の廃止
財源対策的基金を整理し、新潟県財政調整基金に統合するため、次の基金を廃止することとしました。
 - (1) 新潟県社会文化施設等整備基金
 - (2) 新潟県美術品取得基金
 - (3) 新潟県土地改良負担金総合償還対策基金
 - (4) 新潟県地域福祉基金
- 2 施行期日
この条例は、令和2年3月31日から施行することとしました。

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第4号）

- 1 豚熱予防注射に係る手数料等の納入方法の変更
豚熱予防注射に係る手数料等の納入方法を簡素化するため、証紙による納入から納入通知書による納入に変更することとしました。(第5条関係)
- 2 砂利採取業務主任者試験手数料の改正
砂利採取業務主任者試験手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(別表関係)
- 3 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（新潟県条例第6号）

- 1 知事等の損害賠償責任の限度額に関する規定の整備
地方自治法の改正に伴い、知事や職員等の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

- 1 失職の例外規定の改正
職務遂行中の過失による事故について、一定の条件の下に失職しないものとするができることとしました。(第5条関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第8号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係
 - (1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額を改正することとしました。(第1条関係)
 - (2) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、行政職給料表4級及び公安職給料表5級について、8号給増設することとしました。(第2条関係)
- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係
 - (1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額を改正することとしました。(第3条関係)

(2) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、行政職給料表4級について、8号給増設することとしました。(第4条関係)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

教員特殊業務手当のうち部活動指導業務について、手当の額等を改正することとしました。(第5条関係)

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額を改正することとしました。(第6条関係)

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額を改正することとしました。(第7条関係)

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

1 職員を派遣することができる団体の追加

職員を派遣することができる団体に社会福祉法人愛宕福祉会及び地方税共同機構を追加することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

1 給与の臨時的削減措置の実施

現下の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与の臨時削減に加え、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間、その他の一般職の給与の臨時的削減を実施することとしました。(第3条及び第4条関係)

(1) 課長級職員（所属長を除く。）

給料、管理職手当、期末手当及び勤勉手当 100分の5減額

(2) 部長級職員及び課長級職員以外の一般職

ア 行政職3級以上及びこれに相当する職員

給料 100分の2.5減額（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は100分の2減額）

期末手当及び勤勉手当 100分の3減額

イ 行政職2級以下及びこれに相当する職員

給料 100分の1.5減額

期末手当及び勤勉手当 100分の3減額

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する条例（新潟県条例第12号）

1 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する規定の整備

地方独立行政法人法の改正により、地方独立行政法人の役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該役員等が負う賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を限度として免除できるとされたことから、この額を定めることとしました。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県統計調査条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

1 統計法の改正を踏まえた規定の整備

統計法の改正を踏まえて、調査票情報の適正管理及び罰則に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

- 1 法人の事業税の税率の改正
令和2年度税制改正に伴い、法人の事業税の税率を改めることとしました。(第31条及び附則第17条関係)
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。
- ◇新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第15号）
- 1 会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額に関する規定の整備
地方自治法の改正に伴い、一部の会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額の算定方法について、常勤職員の平均給与額の例によることとしました。(第5条関係)
 - 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◇新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第17号）
- 1 浄化槽保守点検業者の遵守事項
浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、登録の有効期間ごとに、規則で定める研修を受けさせなければならないこととしました。(第10条関係)
 - 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◇新潟県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第20号）
- 1 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準
社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。(第3条～第5条関係)
 - 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◇新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第21号）
- 1 財政安定化基金拠出率の変更
財政安定化基金拠出率を1,000分の0.38とすることとしました。(第2条関係)
 - 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◇新潟県小児医療機能強化基金条例（新潟県条例第22号）
- 1 基金の設置
県内における小児医療の機能の強化を図るため、新潟県小児医療機能強化基金を設置することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◇新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第24号）
- 1 特定医療施設等の追加
返還の債務の当然免除の要件となる特定医療施設等に、特別養護老人ホームを追加することとしました。(第7条関係)
 - 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◇新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第25号）
- 1 修学資金の臨時特別貸与枠の廃止
修学資金の臨時特別貸与枠を廃止することとしました。(第2条及び第3条関係)
 - 2 失効規定の見直し
条例の失効日を、平成32年3月31日から令和8年3月31日に見直すこととしました。(附則第3項関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成32年 3 月31日から令和 5 年 3 月31日に見直すこととしました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県景観条例（新潟県条例第30号）

1 目的

この条例は、景観法の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、県民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的とすることとしました。(第 1 条関係)

2 景観重要区域の設定

知事は、景観計画区域内において、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域等を、景観重要区域として景観計画に定めることができることとしました。(第 5 条関係)

3 審議会の設置

この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県景観審議会を置くこととしました。(第20条関係)

4 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 2 年12月 1 日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

1 入居条件等の見直し

単身者の入居の促進を図るため、県営住宅の入居条件について、同居する親族があること等の条件を見直すとともに、単身者が入居することができる県営住宅の規格に係る要件を廃止することとしました。(第 6 条及び第 8 条関係)

2 県営住宅の指定

県営住宅の一部を、同居する親族等がある者及び特に居住の安定を図る必要がある者を入居させるものとして指定することができることとしました。(第 8 条関係)

3 施行期日

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県社会文化施設等整備基金条例等を廃止する条例
- (4) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (6) 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例
- (7) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (12) 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する条例
- (13) 新潟県統計調査条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (19) 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (21) 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- (22) 新潟県小児医療機能強化基金条例
- (23) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (24) 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (25) 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (26) 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (27) 新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- (28) 新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- (29) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (30) 新潟県景観条例
- (31) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例
- (32) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (33) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

令和2年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第1号

新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

新潟県公立大学法人評価委員会条例（平成20年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において行う。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>知事政策局</u> において行う。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第2号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前								
別表（第2条関係） (1) 知事政策局関係 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) (略)	(略)	別表（第2条関係） (1) 知事政策局関係 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) (略)	(略)
事 務	市町村								
旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) (略)	(略)								
事 務	市町村								
旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) (略)	(略)								
(2)～(9) (略)	(2)～(9) (略)								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第3号

新潟県社会文化施設等整備基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 新潟県社会文化施設等整備基金条例（昭和56年新潟県条例第7号）
- (2) 新潟県美術品取得基金条例（昭和63年新潟県条例第46号）
- (3) 新潟県土地改良負担金総合償還対策基金条例（平成2年新潟県条例第15号）
- (4) 新潟県地域福祉基金条例（平成3年新潟県条例第9号）

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。

新潟県条例第4号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(納入方法)					(納入方法)				
<p>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料</u>については、この限りでない。</p>					<p>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>別表第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料</u>については、この限りでない。</p>				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
20	砂利採取法第15条第1項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験手数料		1件につき <u>8,100円</u>	20	砂利採取法第15条第1項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験手数料		1件につき <u>8,000円</u>
(略)					(略)				
43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) (略) (2) 住宅部分で <u>モデル住宅法等による基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。）又は仕様基準（同号ロ(3)の基準をいう。）</u> に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略) (3)・(4) (略)	43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) (略) (2) 住宅部分で仕様基準（ <u>基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。</u> ）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略) (3)・(4) (略)
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第6号の表43の項の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第5号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第3条関係） （1）～（4）の2（略） （5）農林水産部関係					別表（第3条関係） （1）～（4）の2（略） （5）農林水産部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
17	家畜伝染病 予防法第6 条第1項又 は第31条第 1項の規定 に基づく家 畜の注射又 は薬浴	家畜 注射 又は 家畜 薬浴 の 手 数 料	(略) (2) 豚熱 予防注 射 (略)	(略)	17	家畜伝染病 予防法第6 条第1項又 は第31条第 1項の規定 に基づく家 畜の注射又 は薬浴	家畜 注射 又は 家畜 薬浴 の 手 数 料	(略) (2) 豚コ レラ予 防注射 (略)	(略)
(略)					(略)				
(6)～(9) (略)					(6)～(9) (略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第6号

知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第173条第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の限度額)

第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 知事 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等の基準給与年額(政令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額
- (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額
- (4) 職員(地方警務官及び前2号に掲げる職員を除く。) 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に1を乗じて得た額
- (5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額(政令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。)に2を乗じて得た額
- (6) 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額に1を乗じて得た額

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第 7 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年新潟県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(失職の例外)	(失職の例外)
<p>第 5 条 任命権者は、職務遂行中の<u>過失</u>による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p>	<p>第 5 条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p>
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発生した職務遂行中の過失による事故（交通事故を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員については、なお従前の例による。

新潟県条例第8号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,300	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300			

45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					

	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条及び附則第5項に規定する職員を除く。

別表第2 (第6条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	

46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	260,600	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				
96	303,000	326,900	353,600	385,300				
97	304,100	328,100	354,900	385,700				

	98	305,300	329,400	356,100	386,100					
	99	306,500	330,700	357,200	386,700					
	100	307,700	332,000	358,400	387,200					
	101	308,900	333,400	359,500	387,600					
	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第6条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	
45	239,900	297,700	360,300	410,600		

46	241,200	300,100	362,300	411,900
47	242,500	302,300	364,200	413,400
48	243,700	304,900	366,200	415,000
49	245,100	307,200	367,800	416,700
50	246,600	309,600	369,600	418,100
51	247,800	311,900	371,500	419,700
52	249,300	314,100	373,500	421,200
53	250,400	316,300	375,300	422,900
54	251,600	318,300	377,100	424,400
55	253,000	320,300	378,900	426,000
56	254,000	322,300	380,600	427,600
57	255,300	324,200	382,100	429,100
58	256,300	326,300	383,700	430,600
59	257,400	328,400	385,400	431,800
60	258,600	330,400	387,100	433,000
61	259,900	332,500	388,300	434,200
62	260,900	334,600	389,700	435,500
63	262,300	336,800	391,100	436,800
64	263,400	339,000	392,400	438,000
65	264,700	340,700	393,800	439,200
66	266,100	342,900	395,000	440,400
67	267,500	344,900	396,400	441,600
68	269,100	347,100	397,800	442,800
69	270,500	348,900	399,100	444,000
70	271,800	350,800	400,400	445,200
71	273,100	352,800	401,800	446,400
72	274,400	354,800	403,100	447,600
73	275,500	356,400	404,400	448,700
74	276,700	358,300	405,800	449,300
75	278,000	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	

98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700	416,500	
147	327,000	416,800	
148	327,300	417,000	
149	327,500	417,200	

	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	

49	244,600	281,100	364,000	385,800
50	246,000	283,000	365,500	387,300
51	247,400	284,900	367,100	388,800
52	248,600	286,900	368,700	390,200
53	249,700	288,600	370,100	391,400
54	251,100	290,900	371,600	392,700
55	252,300	293,200	373,100	393,800
56	253,300	295,700	374,600	394,900
57	254,500	297,700	376,100	396,300
58	255,700	300,100	377,500	397,500
59	256,800	302,300	378,900	398,700
60	258,000	304,900	380,200	400,000
61	259,400	307,200	381,100	401,200
62	260,200	309,600	382,300	402,200
63	261,400	311,900	383,500	403,600
64	262,300	314,100	384,600	404,900
65	263,300	316,300	385,500	406,100
66	264,700	318,300	386,700	407,200
67	265,800	320,300	387,700	408,400
68	267,100	322,300	388,800	409,500
69	268,700	324,200	390,000	410,500
70	270,200	326,300	391,000	411,700
71	271,500	328,400	392,100	412,900
72	272,900	330,400	393,300	414,100
73	273,900	332,500	394,300	414,700
74	274,900	334,600	395,400	415,500
75	276,100	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	

101	299,900	374,300	412,600
102	300,400	375,300	412,900
103	300,900	376,300	413,200
104	301,400	377,300	413,400
105	301,600	378,100	413,600
106	302,000	379,000	413,900
107	302,300	379,900	414,200
108	302,500	380,900	414,400
109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	
140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	
151		404,000	
152		404,200	

	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (1) この表は、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。
 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員 以外の職員	1	249,800	円	335,000	円	399,000	円	471,700	円
	2	252,300		338,000		401,900		474,000	
	3	254,800		340,900		404,500		476,200	
	4	257,300		343,800		407,200		478,500	
	5	259,500		346,500		409,800		480,700	
	6	263,300		349,700		412,200		482,900	
	7	267,100		352,800		414,900		485,100	
	8	270,900		355,900		417,300		487,300	
	9	274,500		358,700		419,500		489,300	
	10	278,500		361,400		422,200		491,400	
	11	282,500		364,500		424,800		493,500	
	12	286,500		367,700		427,500		495,600	
	13	290,300		370,600		429,900		497,700	
	14	294,300		374,100		432,400		499,800	
	15	298,200		377,100		434,800		501,900	
	16	302,100		380,700		437,300		504,000	
	17	305,800		384,300		439,300		506,100	
	18	309,400		387,000		441,700		508,100	
	19	312,900		389,500		444,000		510,100	
	20	316,500		392,100		446,400		512,100	
	21	320,100		394,900		447,900		513,900	
	22	323,800		397,200		450,300		515,700	
	23	327,300		399,700		452,600		517,600	
	24	330,600		401,800		454,900		519,500	
	25	334,100		403,800		456,900		521,200	
	26	336,800		406,100		459,200		523,000	
	27	339,400		408,300		461,400		524,800	
	28	342,000		410,600		463,700		526,600	
	29	344,800		412,900		465,800		528,200	
	30	346,700		415,000		468,100		530,000	
	31	348,900		417,000		470,400		531,800	
	32	351,300		419,100		472,600		533,600	
	33	353,500		421,000		474,600		535,200	
	34	355,800		422,800		476,700		537,000	
	35	357,900		424,600		478,800		538,700	
	36	360,200		426,600		480,900		540,500	
	37	362,400		428,500		483,000		542,100	
	38	364,800		430,500		484,800		543,700	
	39	367,000		432,400		486,600		545,100	
	40	369,000		434,400		488,400		546,700	
	41	371,300		436,200		490,100		548,200	
	42	372,500		438,000		491,900		549,600	
	43	373,900		439,700		493,700		551,000	
	44	375,000		441,500		495,500		552,300	
	45	376,200		443,300		497,100		553,500	

46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000
-------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100		
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500		
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900		
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200		

49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			

	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900

49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			

101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		

	153	305,700	337,600						
	154	305,900							
	155	306,100							
	156	306,400							
	157	306,700							
	158	307,000							
	159	307,300							
	160	307,600							
	161	308,000							
	162	308,300							
	163	308,600							
	164	308,900							
	165	309,300							
	166	309,600							
	167	309,900							
	168	310,200							
	169	310,600							
再任用職員		235,100		255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600	

46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	263,500	318,600	388,600		
75	264,700	319,700	389,200		
76	265,700	320,800	389,900		
77	266,800	321,900	390,600		
78	267,900	322,900	391,200		
79	269,100	323,800	391,800		
80	270,000	324,700	392,400		
81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			

	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第6条関係)

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200	362,900
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400	365,500
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700	367,900
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900	370,500
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100	372,400
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100	374,900
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300	377,200
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500	379,700
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400	382,100
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600	384,800
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600	387,400
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800	390,100
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600	392,500
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600	394,800
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600	397,000
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600	399,400
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300	401,200
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300	403,200
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100	405,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	406,900
	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900	408,800
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800	410,600
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800	412,400
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700	414,300
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700	416,100
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600	417,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600	419,100
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100	437,400
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800	438,200	

46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500	439,000
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200	439,400
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900	440,100
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500	440,600
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100	441,000
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600	441,400
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,000	315,700	341,400	386,000		
79	252,000	316,400	341,900	386,500		
80	253,000	317,100	342,300	387,100		
81	253,900	317,400	342,500	387,600		
82	254,600	317,700	342,800	388,000		
83	255,600	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		
89	260,200	320,500	345,500	390,000		
90	261,000	320,900	345,900	390,300		
91	261,800	321,200	346,300	390,600		
92	262,600	321,500	346,500	390,800		
93	263,000	322,000	346,800	391,000		
94	263,700	322,400				
95	264,200	322,600				
96	264,900	323,000				
97	265,600	323,400				

98	266,300	323,800
99	267,000	324,200
100	267,700	324,600
101	268,200	324,800
102	268,700	325,100
103	269,100	325,400
104	269,600	325,700
105	269,800	326,100
106	270,000	326,300
107	270,300	326,600
108	270,600	327,000
109	271,000	327,400
110	271,300	327,700
111	271,700	328,100
112	272,000	328,400
113	272,300	328,700
114	272,600	329,100
115	272,900	329,400
116	273,300	329,600
117	273,600	329,800
118	273,900	330,100
119	274,300	330,500
120	274,700	330,900
121	274,900	331,100
122	275,100	
123	275,500	
124	275,800	
125	276,000	
126	276,300	
127	276,700	
128	277,100	
129	277,300	
130	277,700	
131	278,100	
132	278,400	
133	278,600	
134	278,900	
135	279,300	
136	279,600	
137	279,800	
138	280,100	
139	280,400	
140	280,700	
141	280,900	
142	281,100	
143	281,300	
144	281,600	
145	282,000	
146	282,200	
147	282,500	
148	282,800	
149	283,100	

	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,600	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300			

45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,500				
95		295,200	343,100	381,900				
96		295,600	343,500	382,300				

	97		295,800	343,700	382,600						
	98		296,100	344,100	383,100						
	99		296,500	344,500	383,500						
	100		296,900	344,800	383,900						
	101		297,100	345,100	384,200						
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。

別表第2 (第6条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号	給料月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500

46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	260,600	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100			
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500			
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900			
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200			

	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600				
	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000				
	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400				
	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700				
	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 から別表第3 までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
44	238,500	295,700	358,500	409,000		

45	239,900	297,700	360,300	410,600
46	241,200	300,100	362,300	411,900
47	242,500	302,300	364,200	413,400
48	243,700	304,900	366,200	415,000
49	245,100	307,200	367,800	416,700
50	246,600	309,600	369,600	418,100
51	247,800	311,900	371,500	419,700
52	249,300	314,100	373,500	421,200
53	250,400	316,300	375,300	422,900
54	251,600	318,300	377,100	424,400
55	253,000	320,300	378,900	426,000
56	254,000	322,300	380,600	427,600
57	255,300	324,200	382,100	429,100
58	256,300	326,300	383,700	430,600
59	257,400	328,400	385,400	431,800
60	258,600	330,400	387,100	433,000
61	259,900	332,500	388,300	434,200
62	260,900	334,600	389,700	435,500
63	262,300	336,800	391,100	436,800
64	263,400	339,000	392,400	438,000
65	264,700	340,700	393,800	439,200
66	266,100	342,900	395,000	440,400
67	267,500	344,900	396,400	441,600
68	269,100	347,100	397,800	442,800
69	270,500	348,900	399,100	444,000
70	271,800	350,800	400,400	445,200
71	273,100	352,800	401,800	446,400
72	274,400	354,800	403,100	447,600
73	275,500	356,400	404,400	448,700
74	276,700	358,300	405,800	449,300
75	278,000	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	

97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700	416,500	
147	327,000	416,800	
148	327,300	417,000	

	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- 備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	

49	244,600	281,100	364,000	385,800
50	246,000	283,000	365,500	387,300
51	247,400	284,900	367,100	388,800
52	248,600	286,900	368,700	390,200
53	249,700	288,600	370,100	391,400
54	251,100	290,900	371,600	392,700
55	252,300	293,200	373,100	393,800
56	253,300	295,700	374,600	394,900
57	254,500	297,700	376,100	396,300
58	255,700	300,100	377,500	397,500
59	256,800	302,300	378,900	398,700
60	258,000	304,900	380,200	400,000
61	259,400	307,200	381,100	401,200
62	260,200	309,600	382,300	402,200
63	261,400	311,900	383,500	403,600
64	262,300	314,100	384,600	404,900
65	263,300	316,300	385,500	406,100
66	264,700	318,300	386,700	407,200
67	265,800	320,300	387,700	408,400
68	267,100	322,300	388,800	409,500
69	268,700	324,200	390,000	410,500
70	270,200	326,300	391,000	411,700
71	271,500	328,400	392,100	412,900
72	272,900	330,400	393,300	414,100
73	273,900	332,500	394,300	414,700
74	274,900	334,600	395,400	415,500
75	276,100	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	

101	299,900	374,300	412,600
102	300,400	375,300	412,900
103	300,900	376,300	413,200
104	301,400	377,300	413,400
105	301,600	378,100	413,600
106	302,000	379,000	413,900
107	302,300	379,900	414,200
108	302,500	380,900	414,400
109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	
140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	
151		404,000	
152		404,200	

	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	

46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	

	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	

46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			

	98		296,100	344,100			
	99		296,500	344,500			
	100		296,900	344,800			
	101		297,100	345,100			
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、事務職員に適用する。

第4条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	

46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		

	98		296,100	344,100	383,100		
	99		296,500	344,500	383,500		
	100		296,900	344,800	383,900		
	101		297,100	345,100	384,200		
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、事務職員に適用する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(教員特殊業務手当)		(教員特殊業務手当)	
第32条 (略)		第32条 (略)	
2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次のとおりとする。		2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次のとおりとする。	
業務の区分	手当の額	業務の区分	手当の額
(略)		(略)	
前項第4号に掲げる業務	1,800円（別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあつては、 <u>2,700円</u> ）	前項第4号に掲げる業務	1,800円（別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあつては <u>3,600円</u> 、心身に特に著しい負担を与えるものとして別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあつては <u>3,900円</u> ）
(略)		(略)	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>397,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>331,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">円 <u>367,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p>	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>397,000</u>	(略)	(略)	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>331,000</u>	2	円 <u>367,000</u>	(略)	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>396,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>330,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">円 <u>366,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p>	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>396,000</u>	(略)	(略)	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>330,000</u>	2	円 <u>366,000</u>	(略)	(略)
号 給	給 料 月 額																												
1	円 <u>397,000</u>																												
(略)	(略)																												
号 給	給 料 月 額																												
1	円 <u>331,000</u>																												
2	円 <u>367,000</u>																												
(略)	(略)																												
号 給	給 料 月 額																												
1	円 <u>396,000</u>																												
(略)	(略)																												
号 給	給 料 月 額																												
1	円 <u>330,000</u>																												
2	円 <u>366,000</u>																												
(略)	(略)																												

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
1	円 375,000
(略)	(略)

2～5 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(教員特殊業務手当に関する経過措置)

- 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の教員特殊業務手当に関する第5条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第32条第2項の規定の適用については、同項中「別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあつては、2,700円」とあるのは、「一般職員勤務時間条例第9条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間又は前項第3号に規定する一般職員給与条例第4条の休日等若しくは市町村立学校職員給与条例第16条の2の休日等における正規の勤務時間において業務に従事した時間が引き続き4時間以上である場合にあつては、3,600円」とする。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職員給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）、第6条の規定による改正

後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第7条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職員給与条例の規定による給与、改正後の市町村立学校職員給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新潟県条例第9号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動前号」という。）が存在する場合には当該移動前号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動前号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2</u> <u>社会福祉法人愛宕福祉会</u></p> <p><u>(18)の3</u> (略)</p> <p>(19)～(24) (略)</p> <p><u>(25)</u> <u>地方税共同機構</u></p> <p><u>(26)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2</u> (略)</p> <p>(19)～(24) (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第10号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（令和元年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（一般職の職員の給料月額の特例）	（一般職の職員の給料月額の特例）
第 3 条 （略）	第 3 条 （略）
<p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第24条第1項に規定する職にある職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する職員（以下「<u>一般職員給与条例第24条の2第1項第1号に規定する職にある職員等</u>」という。）のうち本庁の課長及び職務の責任の度がこれに相当するものとして任命権者が定める職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第13条の規定（以下「市町村立学校職員給与条例第5条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第24条第1項に規定する職にある職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する職員のうち本庁の課長及び職務の責任の度がこれに相当するものとして任命権者が定める職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第13条の規定（以下「市町村立学校職員給与条例第5条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。</p>
<p>3 <u>前2項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号に規定する職にある職員等に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定</u></p>	

められた額とする。

4 前3項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第25条第5項又は市町村立学校職員給与条例第26条第5項に規定する期末手当基礎額の加算を受ける職員に係る給料月額、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。

(1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5

(一般職の職員の地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第4条 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員(一般職員給与条例第2条又は市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する職員に限る。以下同じ。)に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4又は市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3の規定(以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項に規定する職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項又は市町村立学校職員給与条例第24条第2項の規定(以下「一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定」という。)にかかわらず、一般職

(一般職の職員の地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第4条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4又は市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3の規定(以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項又は市町村立学校職員給与条例第24条第2項の規定(以下「一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当

員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

3 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項前段又は市町村立学校職員給与条例第26条第2項及び第27条第2項前段の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

(3) 前条第4項に規定する職員又は前条の規定の適用を受ける職員以外の職員 100分の3

該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項又は市町村立学校職員給与条例第26条第2項及び第27条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第11号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県監査委員条例の一部改正)

第1条 新潟県監査委員条例(昭和39年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員の賠償責任に対する監査又は審査) 第5条 法第243条の2の2第3項の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第243条の2の2第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。	(職員の賠償責任に対する監査又は審査) 第5条 法第243条の2第3項の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第243条の2第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。

(新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

(新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例(昭和45年新潟県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 5 条 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例(平成21年新潟県条例第35号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第12号

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する条例

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、基準報酬年額(地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第3条の2第1項に規定する基準報酬年額をいう。)に、次の各号に掲げる役員等(同法第19条の2第1項に規定する役員等をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第13号

新潟県統計調査条例の一部を改正する条例

新潟県統計調査条例（昭和28年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）</u>及びこれに基づく命令に定めるもののほか、<u>県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>県統計調査</u>」とは、知事その他の執行機関（以下「<u>知事等</u>」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法</u>及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号</u>に規定する事務に関して行うもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(県指定統計調査の告示)</p> <p>第3条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>を行おうとするときは、その目的、事項、範囲、期日、方法、<u>次条に規定する報告義務に関する事項</u>その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第4条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>のために必要な事項について、<u>個人又は法人その他の団体</u>に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県勢の実情を明らかにするために</u>行う統計調査の<u>真実性を確保し、統計調査の重複を除き、もって適正且つ合理的な県政運営の基礎資料を得ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>県統計調査</u>」とは、知事その他の執行機関（以下「<u>知事等</u>」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）</u>及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第2条第5項第3号</u>に規定する事務（<u>知事等が行うものに限る。</u>）に関して行うもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(県指定統計調査の告示)</p> <p>第3条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>を行おうとするときは、その目的、事項、範囲、期日、方法その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。</p> <p>(申告の義務)</p> <p>第4条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>のため、<u>人又は法人</u>に対して<u>申告を命ずる</u>ことができる。</p>

をしてはならない。

- 3 第1項の規定により報告を求められた個人が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わつて報告する義務を負う。

(実地調査)

第6条 県指定統計調査に関する事務に従事する職員及び調査員は、県指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、規則で定めるその職務を示す証票を提示しなければならない。

- 2 (略)

(県指定統計調査と誤認させる調査の禁止)

第7条 何人も、県指定統計調査の報告の求めである人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第8条 知事等は、県指定統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、県指定統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の二次利用)

第9条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報(法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を利用することができる。

- (1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
 (2) 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第10条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、規則で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 2 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは成年被後見人である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代わつて、又は本人を代表して申告をする義務を負う。

(実地調査)

第6条 県指定統計調査に関する事務に従事する職員及び調査員は、県指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を提示しなければならない。

- 2 (略)

(結果の公表)

第7条 県統計調査の結果は、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかにこれを公表しなければならない。ただし、知事等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(調査票情報の目的外利用)

第8条 知事等は、公益上特に必要があると認めるときは、その行った県統計調査に係る調査票情報(法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を、当該県統計調査の目的以外の目的のために、被調査者を識別することができない方法で自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等
- 2 知事等は、前項（第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
 - (1) 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 前項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。
- 4 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (1) 第2項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)
第11条 前条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置として規則で定めるものを講じなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)
第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱い

- (1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等
- 2 知事等は、前項（第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
 - (1) 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 前項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。
- 4 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (1) 第2項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)
第9条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)
第10条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事

に従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第13条 (略)

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

(2) 第12条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条に規定する県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

(2) 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第17条 第4条の規定に違反して、県指定統計調査

する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第11条 削除

第12条 (略)

(罰則)

第13条 第10条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第15条 第4条に規定する県指定統計調査の申告を命ぜられた者の申告を妨げた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 第4条の規定により申告を命ぜられた場合

の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）は、10万円以下の罰金に処する。

故意に申告をせず、又は虚偽の申告をした者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項（第1号を除く。）の規定により行われた求めに応じ、改正後の第9条に規定する調査票情報を提供した場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第14号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>(2) <u>電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）、保険業及び貿易保険業</u></p> <p>(3) <u>電気供給業のうち小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。）</u></p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</u></p> <p>3 <u>電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人</u> <u>次に掲げる金額の合計額</u> <u>ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額</u></p>	<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 <u>電気供給業、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p>

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第58条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(種別割の徴収の方法の特例)

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16（法第177条の12に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の

3 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第58条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(種別割の徴収の方法の特例)

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16（法第177条の12に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる

全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第 1 項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第 2 項において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
(略)	

(2) 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の 1を乗じて得た金額

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア 法第72条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる法人
次に掲げる金額の合計額

(ア) 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

(イ) 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

(ロ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

イ 法第72条の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる法人
次に掲げる金額の合計額

(ア) 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

(イ) 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

要件の全てに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第 1 項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の 5
(略)	

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 (略)

2 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 (略)

2 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する

平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) (略)

3 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

4・5 (略)

平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) (略)

3 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあっては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

4・5 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第58条及び第69条の2の改正、第74条の2の改正(「第3条第1項」を「第3条」に改める部分を除く。)、
附則第17条第1項第1号の改正並びに同項第2号の改正(「電気供給業」の次に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加える部分を除く。)並びに次項の規定 公布の日

(2) 第74条の2の改正(「第3条第1項」を「第3条」に改める部分に限る。)及び附則第20条第2項第2号の改正 令和2年4月1日

2 この条例による改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)附則第17条第1項第1号及び第2号(事業税の金額に係る部分に限る。)の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税から適用する。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第31条並びに附則第17条第1項第2号(事業税の金額に係る部分を除く。)及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

新潟県条例第15号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 （第 2 条関係） (1)～(70)（略） (70)の 2 <u>自動車特定整備事業</u> （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） (71)～(74)（略）	別表第 1 （第 2 条関係） (1)～(70)（略） (70)の 2 <u>自動車分解整備事業</u> （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） (71)～(74)（略）

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(営業所の設置等) 第10条 （略） 2～4（略） <u>5 浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録の有効期間ごとに、規則で定める研修を受けさせなければならない。ただし、当該登録の有効期間内に浄化槽管理士免状の交付を受けた浄化槽管理士については、この限りでない。</u>	(営業所の設置等) 第10条 （略） 2～4（略）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事の登録を受けて県内で浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第10条第 5 項の規定は、適用しない。

新潟県条例第18号

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 製造保安責任者試験等に係る手数料		(3) 製造保安責任者試験等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)		(略)	
5 製造保安責任者試験を受けようとする者		5 製造保安責任者試験を受けようとする者	
(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき9,300円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき9,300円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)
(2)～(5) (略)	(略)	(2)～(5) (略)	(略)
(略)		(略)	
(4) 容器検査等に係る手数料		(4) 容器検査等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)		(略)	
2 容器検査又は容器再検査を受けようとする者	(略)	2 容器検査又は容器再検査を受けようとする者	(略)
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> 又は <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> (1)に掲げるものを除く。		(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> (1)に掲げるものを除く。	
ア～オ (略)		ア～オ (略)	
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 号の表の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第 19 号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成 12 年新潟県条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
18 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	1 件につき 21,400 円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、20,900 円)	18 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	1 件につき 21,400 円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、20,900 円)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第20号

新潟県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に掲げる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

(非常災害対策)

第4条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該無料低額宿泊所の所在する地域の環境及び入居者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

第5条 無料低額宿泊所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第21号

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(拠出率)	(拠出率)
<p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、<u>1,000分の0.38</u>とする。</p>	<p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、<u>1,000分の0.4</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第22号

新潟県小児医療機能強化基金条例

(設置)

第 1 条 県内における小児医療の機能の強化を図るため、新潟県小児医療機能強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第 5 条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第23号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県保健所条例の一部改正)

第1条 新潟県保健所条例(昭和63年新潟県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)			
項	所掌事務	保健所の名称	所管区域	項	所掌事務	保健所の名称	所管区域
1	(1)・(2) (略) (3) <u>覚醒剤取締法</u> (昭和26年法律第252号)及び新潟県 <u>覚醒剤取締法施行条例</u> (平成12年新潟県条例第22号)に基づく監督に関する事務 (4)～(6) (略)	(略)		1	(1)・(2) (略) (3) <u>覚せい剤取締法</u> (昭和26年法律第252号)及び新潟県 <u>覚せい剤取締法施行条例</u> (平成12年新潟県条例第22号)に基づく監督に関する事務 (4)～(6) (略)	(略)	
(略)				(略)			

(新潟県覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県覚せい剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>新潟県覚醒剤取締法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>覚醒剤施用機関等の指定の基準</u>)</p> <p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による<u>覚醒剤施用機関</u>若しくは<u>覚醒剤研究者</u>の指定又は法第30条の2の規定による<u>覚醒剤原料取扱者</u>若しくは<u>覚醒剤原料研究者</u>の指定をしないことができる。</p>	<p><u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>覚せい剤施用機関等の指定の基準</u>)</p> <p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による<u>覚せい剤施用機関</u>若しくは<u>覚せい剤研究者</u>の指定又は法第30条の2の規定による<u>覚せい剤原料取扱者</u>若しくは<u>覚せい剤原料研究者</u>の指定をしないことができる。</p>

- (1) (略)
- (2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。
- ア～オ (略)
- カ 心身の障害により覚醒剤又は覚醒剤原料に関する業務又は研究を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
- キ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ク (略)

(改善命令等)

第3条 知事は、覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者に対し、これらの者に係る前条第1号に規定する施設の構造設備が同号の規則で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(指定の取消し及び業務等の停止)

第4条 知事は、覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚醒剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤研究者の覚醒剤及び覚醒剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。

2 知事は、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

3 (略)

(手数料)

第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。
- ア～オ (略)
- カ 心身の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
- キ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ク (略)

(改善命令等)

第3条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に対し、これらの者に係る前条第1号に規定する施設の構造設備が同号の規則で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(指定の取消し及び業務等の停止)

第4条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。

2 知事は、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

3 (略)

(手数料)

第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

<p>(1) 法第3条第1項の規定による<u>覚醒剤施用機関</u>の指定の申請をする者 4,500円</p> <p>(2) 法第3条第1項の規定による<u>覚醒剤研究者</u>の指定の申請をする者 5,500円</p> <p>(3) 法第30条の2の規定による<u>覚醒剤原料取扱者</u>の指定の申請をする者 1万5,200円</p> <p>(4) 法第30条の2の規定による<u>覚醒剤原料研究者</u>の指定の申請をする者 5,500円</p> <p>(5) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による指定証の再交付の申請(<u>覚醒剤施用機関</u>、<u>覚醒剤研究者</u>、<u>覚醒剤原料取扱者</u>又は<u>覚醒剤原料研究者</u>に係るものに限る。)をする者 3,600円</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請の経由に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による<u>覚醒剤製造業者</u>の指定又は法第30条の2の規定による<u>覚醒剤原料輸入業者</u>、<u>覚醒剤原料輸出業者</u>若しくは<u>覚醒剤原料製造業者</u>の指定の申請をする者 1万7,600円</p> <p>(2) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による指定証の再交付の申請(<u>覚醒剤製造業者</u>、<u>覚醒剤原料輸入業者</u>、<u>覚醒剤原料輸出業者</u>又は<u>覚醒剤原料製造業者</u>に係るものに限る。)をする者 2,900円</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1) 法第3条第1項の規定による<u>覚せい剤施用機関</u>の指定の申請をする者 4,500円</p> <p>(2) 法第3条第1項の規定による<u>覚せい剤研究者</u>の指定の申請をする者 5,500円</p> <p>(3) 法第30条の2の規定による<u>覚せい剤原料取扱者</u>の指定の申請をする者 1万5,200円</p> <p>(4) 法第30条の2の規定による<u>覚せい剤原料研究者</u>の指定の申請をする者 5,500円</p> <p>(5) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による指定証の再交付の申請(<u>覚せい剤施用機関</u>、<u>覚せい剤研究者</u>、<u>覚せい剤原料取扱者</u>又は<u>覚せい剤原料研究者</u>に係るものに限る。)をする者 3,600円</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請の経由に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による<u>覚せい剤製造業者</u>の指定又は法第30条の2の規定による<u>覚せい剤原料輸入業者</u>、<u>覚せい剤原料輸出業者</u>若しくは<u>覚せい剤原料製造業者</u>の指定の申請をする者 1万7,600円</p> <p>(2) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による指定証の再交付の申請(<u>覚せい剤製造業者</u>、<u>覚せい剤原料輸入業者</u>、<u>覚せい剤原料輸出業者</u>又は<u>覚せい剤原料製造業者</u>に係るものに限る。)をする者 2,900円</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

(新潟県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例の施行の日が使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年新潟県条例第31号）の施行の日（令和2年4月1日）前である場合には、第2条の改正規定の表の改正前及び改正後の欄の第5条第1項第5号中「3,600円」とあるのは、「3,500円」とする。
- 3 前項の場合において、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第13条の改正規定の表の改正前及び改正後の欄の第5条第1項第5号中「覚せい剤施用機関」とあるのは「覚醒剤施用機関」と、「覚せい剤研究者」とあるのは「覚醒剤研究者」と、「覚せい剤原料取扱者」とあるのは「覚醒剤原料取扱者」と、「覚せい剤原料研究者」とあるのは「覚醒剤原料研究者」とする。

新潟県条例第24号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(10) (略) <u>(11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</u>	(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(10) (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第25号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与)</p> <p>第2条 この条例に基づき貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）は、<u>無利息とし、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であつて、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して貸与するものとする。</u></p> <p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 修学資金の額は、月額5万円とする。</p> <p>(基本貸与条例の準用)</p> <p>第5条 基本貸与条例第4条から第6条まで及び第8条から第12条までの規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の貸与期間、連帯保証人、貸与の停止、休止及び保留、返還、返還の債務の裁量免除、返還の当然猶予、返還の裁量猶予並びに延滞利息について、基本貸与条例第13条の規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金に係る修学生の学業成績表等の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基本貸与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>	<p>(貸与)</p> <p>第2条 この条例に基づき貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）は<u>無利息とし、その種類は臨時一般貸与及び臨時特別貸与とする。</u></p> <p><u>2 臨時一般貸与は、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であつて、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。</u></p> <p><u>3 臨時特別貸与は、前項に規定する臨時一般貸与の対象となる者（県外に所在する養成施設に在学している者に限る。）であつて、学業成績が極めて優秀なもの又は経済的理由により著しく修学に困難があるものに対して行うものとする。</u></p> <p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 修学資金の額は、<u>臨時一般貸与にあつては月額5万円、臨時特別貸与にあつては月額7万5,000円とする。</u></p> <p>(基本貸与条例の準用)</p> <p>第5条 基本貸与条例第4条から第6条まで及び第8条から第12条までの規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の貸与期間、連帯保証人、貸与の停止、休止及び保留、返還、返還の債務の裁量免除、返還の当然猶予、返還の裁量猶予並びに延滞利息について、基本貸与条例第13条の規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金に係る修学生の学業成績表等の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基本貸与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>

と読み替えるものとする。

(略)		
第8条第2号	養成施設	臨時貸与条例第2条に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)
(略)		

附 則

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に基本貸与条例の規定により特別貸与を受けている者は、この条例の規定により貸与決定を受けた者とみなす。この場合において、第3条中「5万円」とあるのは、「5万円以内」と読み替えるものとする。
(この条例の失効)
- 3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第2条、第3条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与決定が行われる修学資金に係る修学生について適用し、同日前に貸与決定が行われた修学資金に係る修学生については、なお従前の例による。

と読み替えるものとする。

(略)		
第8条第2号	養成施設	臨時貸与条例第2条第2項に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)
(略)		

附 則

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に基本貸与条例の規定により特別貸与を受けている者は、この条例の規定により臨時一般貸与の決定を受けた者とみなす。この場合において、第3条中「5万円」とあるのは、「5万円以内」と読み替えるものとする。
(この条例の失効)
- 3 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

新潟県条例第26号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定動物 <u>法第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>係留</u> 動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えないように、おりその他の囲いの中で飼養し、若しくは保管すること又は鎖等で固定的な施設若しくは物件につないでおくことをいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 犬猫販売業者 犬又は猫（以下「犬猫」という。）の販売を業として行う第1種動物取扱業者（<u>法第12条第1項第4号</u>に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(飼い犬の係留)</p> <p>第12条 犬の飼い主は、飼い犬を常に<u>係留</u>しておかなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 何人も、正当な理由がある場合のほか、<u>係留</u>されている犬を解き、又は解かせてはならない。</p> <p>(野犬等の抑留)</p> <p>第14条 知事は、野犬又は第12条第1項の規定に違反して<u>係留</u>されていない飼い犬（以下「野犬等」という。）をその指定する職員をして抑留させることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第17条 知事は、動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたとき又は危害を加えるおそれがあると認めるときは、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>係留</u>をし、又は<u>係留方法</u>を改善すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定動物 <u>法第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>けい留</u> 動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えないように、おりその他の囲いの中で飼養し、若しくは保管すること又は鎖等で固定的な施設若しくは物件につないでおくことをいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 犬猫販売業者 犬又は猫（以下「犬猫」という。）の販売を業として行う第1種動物取扱業者（<u>法第12条第1項第3号</u>に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(飼い犬のけい留)</p> <p>第12条 犬の飼い主は、飼い犬を常に<u>けい留</u>しておかなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 何人も、正当な理由がある場合のほか、<u>けい留</u>されている犬を解き、又は解かせてはならない。</p> <p>(野犬等の抑留)</p> <p>第14条 知事は、野犬又は第12条第1項の規定に違反して<u>けい留</u>されていない飼い犬（以下「野犬等」という。）をその指定する職員をして抑留させることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第17条 知事は、動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたとき又は危害を加えるおそれがあると認めるときは、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>けい留</u>をし、又は<u>けい留方法</u>を改善すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

<p>(立入調査等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>立入調査</u>を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p>第18条の3 法第37条の3第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。</p>	<p>(立入調査等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>立入検査</u>を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p>第18条の3 法第34条第1項の規定に基づき、<u>法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)</u>又は第33条第1項の規定による<u>立入検査及び前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務</u>を行わせるため、動物愛護監視員を置く。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第2条第7号の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第27号

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例（昭和59年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動別表号細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動後別表号細目」という。）が存在する場合には当該移動別表号細目を当該移動後別表号細目とし、移動別表号細目に対応する移動後別表号細目が存在しない場合には当該移動別表号細目を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 興行場の構造設備の基準 ア～オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準 ア～キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 興行場の構造設備の基準 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 各階ごとに、入場者が利用しやすい場所に、当該階の観覧室の延床面積の30分の1以上の広さの喫煙所を設け、その床面は、不燃材料又は難燃性材料で築造する等の不燃措置を講ずること。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準 ア～キ (略)</p> <p><u>ク 入場者の衛生を保持するため喫煙室以外での喫煙を禁止し、その旨を入場者が見やすい場所に表示すること。</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第28号

新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 条 <u>削除</u></p> <p>(基準の緩和等)</p> <p>第 5 条 <u>前条</u>の規定にかかわらず、知事は、公衆衛生上支障がないと認めるときは、営業の形態その他特別な事情により<u>前条</u>に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p>別表第 1 <u>削除</u></p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1) 施設の構造</p> <p>ア <u>施設（食品及び添加物（以下「食品等」という。）、器具並びに容器包装を取り扱う場所（製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所をいう。以下「食品取扱場</u></p>	<p style="text-align: center;">(管理運営の基準)</p> <p>第 3 条 <u>法第50条第 2 項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合は別表第 1 に定める基準</u></p> <p><u>(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合は別表第 1 の 2 に定める基準</u></p> <p>(基準の緩和等)</p> <p>第 5 条 <u>前 2 条</u>の規定にかかわらず、知事は、公衆衛生上支障がないと認めるときは、営業の形態その他特別な事情により<u>前 2 条</u>に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準</p> <p>(略)</p> <p>別表第 1 の 2（第 3 条関係）</p> <p>危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準</p> <p>(略)</p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1) 施設の構造</p> <p>ア 施設は、公衆衛生上支障のない場所にあること。</p>

<p>という。)、客室、更衣室、休憩室、機械室、倉庫、廊下、便所等をいう。以下同じ。)は、公衆衛生上支障のない場所にあること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 食品取扱場の内壁及び天井は、明色で隙間がなく、清掃がしやすい構造であること。</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 給水及び廃棄物処理</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 食品取扱場には、耐水性で、十分な大きさの蓋付廃棄物容器があること。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>イ～オ (略)</p> <p>カ 食品取扱場の内壁及び天井は、明色ですき間がなく、清掃がしやすい構造であること。</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 給水及び廃棄物処理</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 食品取扱場には、耐水性で、十分な大きさのふた付廃棄物容器があること。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の第3条に規定する基準については、この条例の施行の日から起算して1年間は、なお従前の例による。

新潟県条例第29号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 （略） （この条例の失効）	1 （略） （この条例の失効）
2 この条例は、 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）	2 この条例は、 <u>平成32年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）
3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>令和 3 年 3 月 31 日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。）において、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第 2 条の 2 から第 9 条までの規定は、なおその効力を有する。	3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>平成30年 3 月 31 日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。）において、 <u>平成34年 3 月 31 日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成35年 3 月 31 日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第 2 条の 2 から第 9 条までの規定は、なおその効力を有する。
4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>令和 3 年 3 月 31 日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。）において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第 2 条の 2 から第 9 条までの規定は、なおその効力を有する。	4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（ <u>平成30年 3 月 31 日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。）において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成35年 3 月 31 日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第 2 条の 2 から第 9 条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第30号

新潟県景観条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等（第3条・第4条）

第2節 景観重要区域（第5条・第6条）

第3節 行為の規制等（第7条―第13条）

第4節 景観重要建造物（第14条―第16条）

第5節 景観重要樹木（第17条―第19条）

第3章 新潟県景観審議会（第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、県民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

（景観計画の策定等）

第3条 知事は、法第8条第1項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第4条 知事は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、同条第2項に規定する当該計画提案に係る景観計画の素案について、関係市町村長及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 景観重要区域

（景観重要区域の設定等）

第5条 知事は、景観計画区域内において、次の各号のいずれかに該当する区域を、景観重要区域として景観計画に定めることができる。

(1) 2以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域

(2) 歴史的若しくは文化的意義を有する施設の周辺の区域又は観光振興を図る上で特に重要な区域であって、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める区域

2 景観重要区域における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、景観重要区域ごとに定めることができる。

(景観重要区域の設定等の提案)

第6条 市町村の長は、当該市町村の区域の全部又は一部について、知事に対し、景観重要区域として定めることを提案することができる。

2 前項の規定は、景観重要区域の変更について準用する。

第3節 行為の規制等

(届出を要する行為)

第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(届出書の添付図書等)

第8条 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

2 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

3 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

4 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、法第8条第4項第2号の規制又は措置の基準への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

(2) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 法令又は他の条例の規定により許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの

2 前項第1号の規則で定める工作物及び規則で定める規模は、景観重要区域ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(指導又は助言)

第11条 知事は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告の手續等)

第12条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第13条 知事は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等の手続)

第14条 知事は、法第19条第1項の規定による指定をしようとするとき、又は法第27条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、その指定又は指定の解除をしようとする建造物の存する市町村の長及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第15条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火設備の設置その他の景観重要建造物に係る防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況について必要に応じて点検を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第16条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 知事は、法第28条第1項の規定による指定をしようとするとき、又は法第35条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、その指定又は指定の解除をしようとする樹木の存する市町村の長及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第19条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 新潟県景観審議会

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県景観審議会を置く。

2 新潟県景観審議会は、委員15人以内で組織する。

- 3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、新潟県景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(景観行政団体である市町村との関係)

第21条 景観行政団体である市町村の区域については、第 2 章の規定は、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章、第 2 章第 1 節及び第 2 節、第 3 章並びに第 4 章の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第31号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(入居者の資格)</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、その者が親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>2</u> 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者については、<u>前項第2号及び第3号</u>の条件を具備する者とみなす。</p> <p style="text-align: center;">(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止（法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止をいう。以下同じ。）により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件（次条第1項の規定により指定された県営住宅の入居者にあつては、<u>同条第2項の知事が別に定める条件を含む。</u>）を具備するほか、災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(県営住宅の指定等)</p> <p>第8条 知事は、区域内の住宅事情その他の状況を</p>	<p style="text-align: center;">(入居者の資格)</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第4号、第13条及び附則第4項において同じ。</u>）があること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者、災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）については、前項第1号の規定は、適用しない。</p> <p><u>3</u> 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者については、<u>第1項第1号から第3号までの条件</u>を具備する者とみなす。</p> <p style="text-align: center;">(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止（法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止をいう。以下同じ。）により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件</u>を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、<u>同項第2号から第4号まで</u>）に掲げる条件を具備するほか、災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(単身入居住宅の規格)</p> <p>第8条 第6条第2項若しくは第3項又は前条の規</p>

勘案し、必要があると認めるときは、県営住宅の一部を、次に掲げる者を入居させるものとして指定することができる。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者

(2) 老人、身体障害者、災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者

2 前項の規定により指定された県営住宅に入居することができる者は、第6条第1項各号に掲げる条件のほか、知事が別に定める条件を具備する者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第9条 第6条、第7条及び前条第2項に規定する入居者の資格を有する者で県営住宅に入居しようとする者は、規則の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2～4 (略)

(明渡請求等)

第44条 (略)

2 (略)

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、同項の期限として指定した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するものとする。

4・5 (略)

(準用)

第52条 第4条、第5条、第6条第1項(第2号及び第3号を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第27条まで及び第35条から第44条までの規定は、中堅所得者等による県営住宅の使用について準用する。この場合において、第9条第1項中「第6条、第7条及び前条第2項に規定する入居者の資格を有する者」とあるのは「中堅所得者等」と、第41条及び第42条中「第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第62条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252

定により一人で入居することができる県営住宅は、規則で定める規格の県営住宅とする。

(入居の申込み及び決定)

第9条 第6条及び第7条に規定する入居者の資格を有する者で県営住宅に入居しようとする者は、規則の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2～4 (略)

(明渡請求等)

第44条 (略)

2 (略)

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、同項の期限として指定した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するものとする。

4・5 (略)

(準用)

第52条 第4条、第5条、第6条第1項(第1号から第3号までを除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第27条まで及び第35条から第44条までの規定は、中堅所得者等による県営住宅の使用について準用する。この場合において、第9条第1項中「第6条及び第7条に規定する入居者の資格を有する者」とあるのは「中堅所得者等」と、第41条及び第42条中「第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第62条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252

条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務は、県営住宅の所在する市町村(新潟市を除く。)が処理することとする。

(1)～(21) (略)

(22) 第21条第5号(第52条において準用する場合を含む。)に規定する入居者が負担しなければならない費用の決定

(23)～(64) (略)

附 則

1～3 (略)

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第44条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務は、県営住宅の所在する市町村(新潟市を除く。)が処理することとする。

(1)～(21) (略)

(22) 第21条第5項(第52条において準用する場合を含む。)に規定する入居者が負担しなければならない費用の決定

(23)～(64) (略)

附 則

1～3 (略)

4 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項に掲げる地域内の県営住宅に係る第6条第1項の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第1号の条件を具備する者とみなす。この場合において、その者が入居することができる県営住宅は、規則で定める規格の県営住宅とする。

5 (略)

新潟県条例第32号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別表第 1 に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、<u>別表第 2</u> に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）、<u>別表第 3</u> に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）並びに<u>別表第 4</u> に掲げる新潟県立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学考査料)</p> <p>第 2 条 中等教育学校の入学者選抜考査を受けようとする者は、入学願書に添えて、2,200円の入学考査料を納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第 5 条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入学考査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第 7 条 前条の規定により知事が定めるもののほか、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p><u>別表第 1</u>（第 1 条関係） (略)</p> <p><u>別表第 2</u>（第 1 条関係） (略)</p> <p><u>別表第 3</u>（第 1 条関係）</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別表第 1 <u>に</u>掲げる新潟<u>県立</u>中学校（以下「中学校」という。）、<u>別表第 2</u> に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、<u>別表第 3</u> に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）、<u>別表第 4</u> に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）並びに<u>別表第 5</u> に掲げる新潟県立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学考査料)</p> <p>第 2 条 <u>中学校又は</u>中等教育学校の入学者選抜考査を受けようとする者は、入学願書に添えて、2,200円の入学考査料を納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第 5 条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに<u>中学校、中等教育学校</u>又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入学考査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第 7 条 前条の規定により知事が定めるもののほか、<u>中学校、</u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p><u>別表第 1</u>（第 1 条関係） (略)</p> <p><u>別表第 2</u>（第 1 条関係） (略)</p> <p><u>別表第 3</u>（第 1 条関係）</p>

(略)	(略)
別表第3 (第1条関係) (略)	別表第4 (第1条関係) (略)
別表第4 (第1条関係) (略)	別表第5 (第1条関係) (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和33年新潟県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、 <u>県立の高等学校</u> 、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、 <u>県立の中学校、高等学校</u> 、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第1条の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新潟県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
6 教育委員会	県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	6 教育委員会	県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中等教育学校の前期課程</u> への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に	7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中学校(県立中等教育学校の前期課程を含む。)</u> への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29

	よるものを除く。)であって規則で定めるもの		年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
(略)		(略)	

新潟県条例第33号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(古物営業法関係手数料)</p> <p>第3条 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第7条第5項</u>の規定により古物営業の許可証の書換えを受けようとする者 1件につき1,500円</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(古物営業法関係手数料)</p> <p>第3条 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第7条第4項</u>の規定により古物営業の許可証の書換えを受けようとする者 1件につき1,500円</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。